

劇団 Q⁺ 規約

2019年1月1日制定 (改正2026年1月1日)

[名称]

第1条：この団体は、劇団 Q⁺ (げきだんきゅう) と称する。(以下「劇団」という)

[目的]

第2条：劇団は、東京・横浜近辺を拠点とした社会人劇団として、社会通念的な良識のもと、劇団独自の手法による演劇の公演を主目的とし、その成功を目指した活動を行う。

[所在地]

第3条：この団体の所在地は、代表が別途定める場所とする。

[劇団員]

第4条：

- 1：劇団は、代表を中心に16歳以上の劇団員により構成する。
- 2：劇団員は、劇団活動に情熱を持つもので、所定の劇団費その他の維持費用を納入した者をいう。
- 3：ただし、下記の場合は代表の許可により、劇団活動への参加を認める。
 - (1) 休団劇団員：何らかの事情により参加が難しい者でも、劇団に継続して在籍する意志を持ち、代表が認めるもの。
 - (2) ボランティア：公演当日ほか、人手を要する活動への参加ができるもの。
- 4：構成員の罷免については、代表が単独でこれを行うことができる。また、劇団員の総意により、構成員の罷免を求めることができる。
- 5：退団を願う者は、その意思によって自由に退団することができる。
- 6：休団中でも劇団の公演の大半に主体的に参加する場合は、その間劇団に復帰したものと見なす。
- 7：資格喪失 (以下のいずれかに該当する場合)
 - (1) 諸事情により劇団活動に関わることができなくなり、本人の希望により退団した場合。
 - (2) 劇団の名誉を著しく傷つけ、または損害を与えたと代表が判断した場合。
 - (3) 正当な理由なく3か月以上劇団費を納めず、または3か月以上連絡なく稽古に不参加の場合で、代表が当該劇団員に通知のうえ退団とみなした場合。

2 前項第3号により退団とみなした場合であっても、退団とみなされる以前の期間に係る未納の劇団費については、当該劇団員は支払義務を負うものとする。ただし、退団とみなした日以降の劇団費は徴収しない。

[役員]

第5条：

- 1：この団体は、代表、副代表、制作、会計その他必要な役員を置く。
- 2：役員を選任および担当は代表が定め、劇団員に周知する。
- 3：制作チームとは、公演および劇団運営に関する制作業務を担当するメンバーで、代表が指名する者をいう。

[事業]

第6条：第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1：公演実施に向けた検討会等の会議。
- 2：公演に向けた稽古活動。
- 3：劇団員および関係者との友好、親睦を深める事業。
- 4：個人の資質向上を目的としたワークショップ。
- 5：劇団および公演をPRするための広報活動。
- 6：その他必要と認められる事業。

[劇団員の義務]

第7条：

1：劇団員は、劇団の発展と強化に努め、劇団の決定する活動に積極的かつ自発的に参加することを心がける。また、各自が劇団員としての責任を自覚し、劇団に不利益となる行為を行わないよう、社会人として良識ある行動を心がけなければならない。

2：劇団員は、稽古および公演に際し、互いの安全と健康に配慮し、トラブルや事故が生じないよう十分注意しなければならない。それにもかかわらず、劇団員間のトラブルや、稽古および公演中に発生した事故やけがが生じた場合には、当該行為を行った本人が原則としてその結果について自己責任を負うものとしつつ、当事者間および劇団で協議のうえ、必要な対応および解決方法を定める。

3：劇団員は劇団内において、営利・宗教・政治活動その他、劇団の目的に反する活動を一切行ってはならない。

- 4：劇団員は、劇団の公演に任意で参加することができる。ただし、上演演目やキャスティング等については代表の決定に従うものとする。
- 5：公演中、もしくは公演稽古中に不測の事態、または不注意による事故が発生し、公演が中止になった場合、代表と、その事故を起こした本人が誠意をもって協議し、その損失の負担の在り方を定める。
- 6：客演等で団体名を記載する場合、社会人部に所属する劇団員は、必ず「劇団 Q+ (社会人部)」を明記するものとする。

[情報の保持と公開]

第8条：

- 1：劇団員は、劇団員でなければ知り得ない劇団内部の情報等について、代表の承諾なく公表してはならない。
- 2：劇団員は、本人の許可なく、他の劇団員の個人情報を公表してはならない。
- 3：劇団員は、代表の許可なく、アンケート等により収集された個人情報を閲覧し、使用してはならない。
- 4：ただし、劇団の広報活動に必要な劇団員の情報は、広報担当者が当事者の許可を得たうえで公開されることがある。
- 5：稽古中や公演中等に撮影された劇団および劇団員の写真や映像の著作権は、劇団が有する。

[劇団員の他団体等への参加]

第9条：

- 1：劇団員が他の芸術団体、文化団体、サークルその他の団体からの出演・協力の要請を受ける場合は、原則として事前に代表へ連絡し、その承認を得るものとする。
- 2：前項の活動において発生したトラブル、事故、けが等については、劇団は責任を負わないものとし、当該劇団員の責任において解決する。

[劇団財政]

第10条：

- 1：劇団は、劇団財政として組織財政と公演財政を設ける。
- 2：組織財政は劇団の組織維持と運営に必要な経費に充て、劇団費等の収入で賄う。
- 3：公演財政は組織財政とは別に設け、その公演に参加する劇団員から参加費を徴収するとともに、公演での収入を、その公演に係る諸費用に充てる。
- 4：公演財政は、代表または代表より任命された団員が公演終了後に必要な報告を行う。

[劇団費]

第11条：

- 1：本劇団は、財政活動を円滑に遂行するため、団員から団費を徴収する。団費の額は、一般団員が月額9,000円、学生団員（大学生を含む学生）が月額6,000円とする。ただし、代表が特別な事情を認めた場合には、団費の減免を認可することができる。
- 2：劇団費は月額制とし、稽古参加日数にかかわらず一定額を徴収する。
- 3：休団の届け出がない場合、稽古に一度も参加していない月であっても、劇団費は徴収対象とする。

[規約の改正]

第12条：

- 1：この規約の改正は、代表および制作チームによる協議を経て、代表が決定する。
- 2：代表および制作チームは、劇団員の権利・義務や劇団費、公演参加条件等に関わる重要な改正を行う場合には、可能な限り事前にその趣旨を劇団員に説明し、意見を聴取するよう努める。
- 3：規約を改正したときは、代表は、その内容および適用開始日を劇団員に周知しなければならない。

[設立年月日]

第13条：本劇団の設立年月日は平成26年2月1日とする。

[附則]

1. この規約は2019年1月1日より施行する。
2. この規約は2021年8月1日に改正し、同日より施行する。
3. この規約は2022年4月7日に改正し、同日より施行する。
4. この規約は2023年11月7日に改正し、同日より施行する。
5. この規約は2025年1月1日に改正し、同日より施行する。
6. この規約は2026年1月1日に改正し、同日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

劇団Q⁺所在地及び役員名簿（制作チーム）

2019年1月1日制定
(改正2026年1月1日)

劇団Q⁺所在地

〒144-0052 東京都大田区蒲田1-1-7-419

(2026年1月1日現在)

今期の役員（制作チーム）一覧

代表 柳本順也

副代表 末包愛

制作 雛野怜奈・一条文葉

会計 柳本璃音